

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

(平成一五年五月二八日法律第四九号)

一、提案理由(平成一五年四月一五日・参議院経済産業委員会)

国務大臣(平沼赳夫君) おはようございます。

まず、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

化学物質は、現代の国民生活に欠かせない基礎的資材であります。その中には固有の性状として有害性を示すものもあるため、化学物質の適正な管理には万全を期する必要があります。

このため、我が国においては、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、本法律に基づき審査規制を行ってまいりました。

一方、化学物質の管理に係る政策に関して様々な取組が進捗する中で、我が国における化学物質の審査規制制度に関し、人の健康への影響に加えて動植物への影響の観点も含めるとともに、化学物質の環境中への放出可能性に応じた対応を行うことが国内外から求められております。

このような状況を踏まえ、本法律に基づく審査規制制度において、動植物への影響に着目した制度を導入するとともに、より効果的かつ効率的な審査規制を行い、化学物質による環境の汚染をより確実に防止するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、新規化学物質の事前審査において、動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについても新たに審査を行うこととしております。また、審査の結果、これに該当し、環境中で分解しにくいものとされた化学物質について製造・輸入数量の届出の義務付け等の措置を講ずるほか、その有する性状等に応じて所要の規制を行うこととしております。

第二に、環境中で分解しにくく、生物の体内に蓄積しやすい既存化学物質について、製造・輸入数量の届出の義務付け等の措置を講ずることとしております。

第三に、新規化学物質のうち、環境の汚染を生ずるおそれのないこと等につき主務大臣の確認を受けたものについては、これを製造し、又は輸入することができるよう所要の規定の整備を行うこととしております。

第四に、化学物質の製造・輸入事業者が化学物質に関する有害性情報を取得した場合には、その内容を国に報告することを義務付けることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

……………(略)……………

以上でございます。

二、参議院経済産業委員長報告（平成一五年四月一八日）

田浦直君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、化学物質の管理の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、化学物質の人への健康被害の防止を目的とした規制に加え、新たに動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入するとともに、高蓄積性のない新規化学物質が一定数量以下の製造、輸入である場合、審査の特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、化学物質審査規制法改正案について環境委員会との連合審査を行うとともに、両法律案を一括して議題とし、生態系への影響に着目した審査・規制の在り方、既存化学物質の安全性点検の取組、バイオマスアルコール等の新燃料への対応等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方委員より、化学物質審査規制法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決に入り、まず、化学物質審査規制法改正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して六項目の附帯決議を行いました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年四月一七日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 既存化学物質の安全性点検については、国際的な役割分担による有害性評価を促進するとともに、官民の連携による有害性評価の計画的推進を図ること。
- 二 リオ宣言第十五原則に規定する予防的な取組方法を踏まえ、化学物質のリスク低減のための総合的管理方策の検討を進めること。

また、化学物質の妊婦・子供等への影響について検討すること。

- 三 土壌生態系を含め生態系全体への影響を客観的に評価・把握するための研究を推進し、知見の集積を図るとともに、生態毒性試験及び審査の実施のための体制の整備を急ぐこと。

- 四 内分泌攪乱作用が疑われる化学物質についての科学的知見の集積を促進するとともに、いわゆる化学物質過敏症に関する知見の集積を図り、その対応の在り方を検討すること。

なお、良分解性化学物質のリスク評価を推進し、必要な対策を講ずること。

- 五 化学物質に関する情報を積極的に公開し、化学物質に関する情報を市民や関係者が広く共有できる体系的なデータベースを整備するとともに、リスクコミュニケーション

ンの推進を図ること。

六 事前確認により製造輸入が認められる新規化学物質について、事後監視の徹底を図ること。

右決議する。

三、衆議院経済産業委員長報告（平成一五年五月二二日）

村田吉隆君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、難分解性を有し、かつ、動植物の生息または生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質等を新たに規制の対象とすること等の措置を講ずるものであります。

……………（略）……………

本委員会においては、去る十四日両改正案に関し平沼経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、化審法の一部改正案につきましては環境委員会との連合審査会を行うなど、昨日両改正案の質疑を終了いたしました。質疑終局後、化審法の一部改正案につきましては、討論を行い、採決を行った結果、賛成多数をもって、揮発油等の品確法の一部改正案につきましては、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両改正案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年五月二一日）

政府は、我が国化学産業の国際競争力の強化の必要性に留意しつつ、化学物質のリスク評価・管理の適切な実施によって環境の汚染を未然に防止するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 人の健康への影響の観点から既に審査済みとなっている化学物質についても、動植物への影響に関する評価を促進するため必要な対策を講ずること。
- 二 第二種監視化学物質等の監視化学物質について、環境モニタリング、リスク評価等を進め、事業者による有害性調査の結果と併せて、必要に応じ、第二種特定化学物質等への指定を進めること。
- 三 化学物質による環境の汚染、人の健康及び野生生物への影響といった実態の把握を進めるとともに、影響メカニズムに関する調査研究を行い、人の健康及び動植物への被害の未然防止に努めること。
- 四 水生生物の保護のための環境基準の設定、化学物質の排出段階での対応等を含め、生態系保全を視野に入れた化学物質対策の強化を図ること。
- 五 事業者によるより安全な化学物質の開発の奨励及び促進を図ること。
- 六 政府部内の連携及び制度間の連携により、より効果的かつ効率的な化学物質対策の実施に努めること。また、国際的な化学物質対策の強化に積極的に貢献すること。